

# 下水道事業中長期経営計画の見直し（案） （令和3～14年度）

令和5年8月7日（月）

令和5年度第2回千葉市下水道事業経営委員会

# パブリックコメント手続き結果

## 1 募集期間

令和5年6月8日（木）～令和5年7月7日（金）

## 2 募集結果

意見の算出方法	人数	件数
郵送	1人	1件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	1人	27件
持参	0人	0件
合計	2人	28件

文章表現及び用語解説追記などについての意見はあったが、  
主要施策の見直し及び収支計画については意見なし※

※ まちづくり条例第13条第2項により、料金改定についてはパブリックコメント手続きの対象外。

# 1 収支計画期間の見直し

## ① 下水道事業中長期経営計画 策定時の想定

- 人口減少社会の到来による使用料収入の減少
- 老朽化施設の急増に伴う維持管理・改築更新等の経費の増加
- 近年の局地的な大雨等の自然災害の増加

## ② 策定時からの変化

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う使用料収入のさらなる減少
- 物価高騰や燃料費等の上昇による処理場・ポンプ場の維持管理費のさらなる増加
- 企業債借入金利の上昇による支払利息の増加

## ③ 計画見直しの内容

- 社会情勢の変化を踏まえた収支計画期間の見直し

### ○これまでの方針

中長期経営計画期間であるR3～R14年度において、12年間で約50億円の資金不足が見込まれていたことから、これを賄うため、令和5年度を目途に約4%の下水道使用料の改定を予定していた。

収支計画期間：12年間

算定期間：10年間



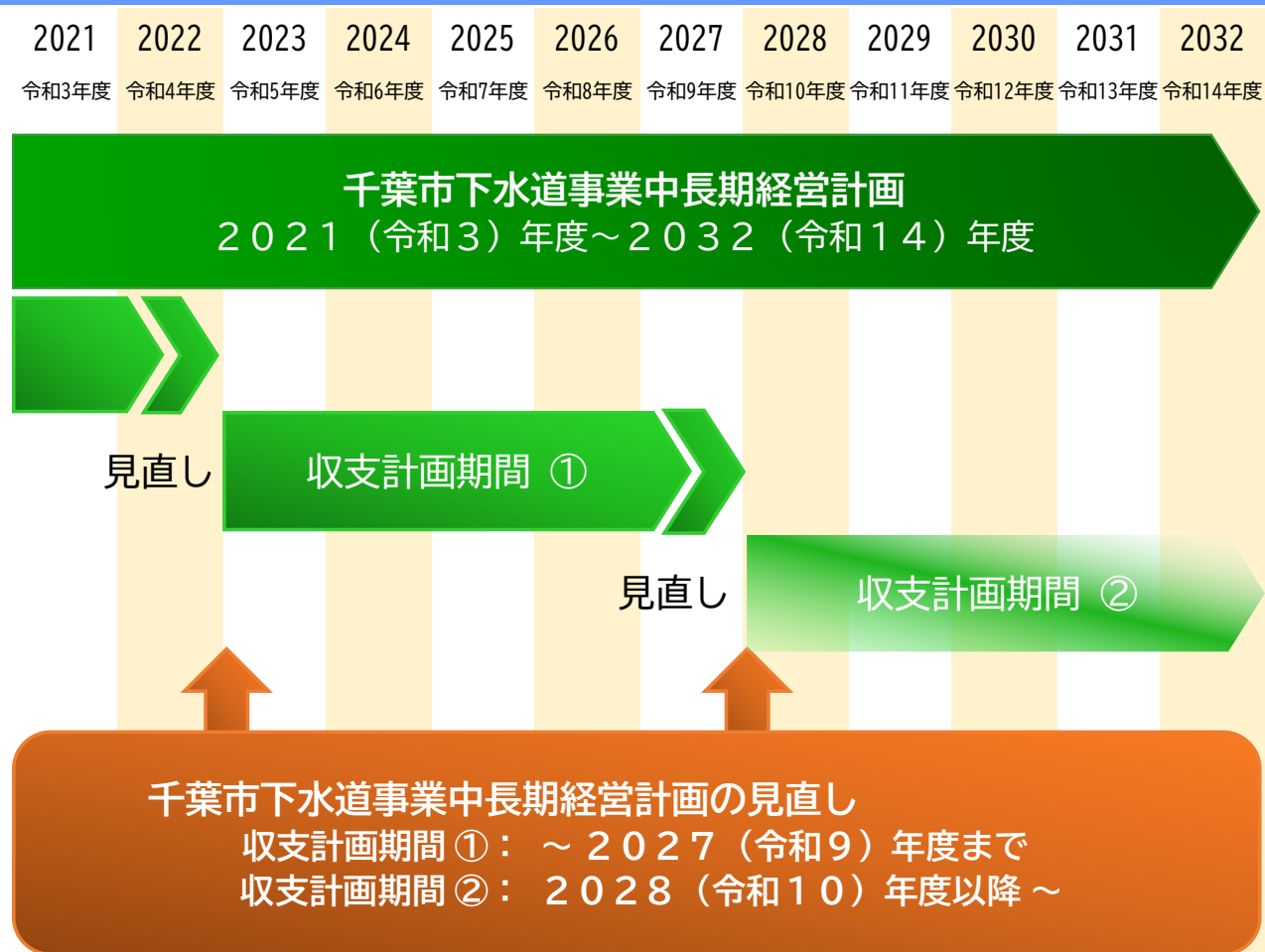
### ◎ 見直し方針

新型コロナウイルス感染症の影響など社会情勢の変化が大きく、長期の適正な収支計画は困難であることから、収支計画期間を令和9年度までの4年間とする。

収支計画期間：4年間

算定期間：4年間

# 1 収支計画期間の見直しによる資金収支の見通し



## 資金収支の見通し

●収支計画期間（～令和9年度）までの資金収支は、総額約72億円の資金不足が見込まれる。

【試算】	資金収支 （～R9）	R6改定率換算 （～R9不足相当）
算定期間：4年間	△71.8	13.8%

## 2 経営改善による資金収支の見通し

### 維持管理コストの削減

ストックマネジメント計画に基づき、緊急性の高い施設を対象に、点検・調査、修繕・改築を行うなど、さらなる維持管理コストを削減

### 建設企業債の発行抑制

さらなる事業の選択と集中を行うことにより、収支計画期間内の建設企業債の新規発行を抑制し企業債残高を削減することで、借入に伴い発生する企業債利息を削減

### 資本費平準化債の償還方法の変更

資本費平準化債の償還方法の変更（20年償還→10年満期一括償還）により、資金収支が厳しい収支計画期間内の元金償還額を見直し、さらなる平準化を実施

※起債し据置期間経過後より毎年度償還→10年後に一括して償還

## 資金収支の見通し

- 経営改善後の収支計画期間（～令和9年度）までの資金収支は**総額約58億円**のマイナスとなり、経営改善前と比較して、資金不足が約14.3億円減少する結果となった。

【試算】	資金収支 (～R9)	R6改定率換算 (～R9不足相当)
算定期間：4年間 (経営改善後)	△57.5	11.1%※

※一般家庭20㎡において月額+213円(税込み)値上げ

### 3 算定期間の見直し

#### ○資金不足額の公表（R5.6月パブリックコメント時点）

- ・ 算定期間 R 6～R 9 年度の 4 年間の資金不足額（約 6 0 億円）及びこれを賄うための改定率（1 1 %）を公表

算定期間：4年間

しかしながら、

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したものの使用料収入の減収が続いていることや、物価高騰などによる市民生活への影響が続いており、先が見通せない状況のため、さらに利用者負担の軽減を図る必要がある。

- ◎ 算定期間を R 6～R 7 年度までの 2 年間とし、この期間内において発生する資金不足を賄うため、令和 6 年度に下水道使用料の改定を実施する。

算定期間：2年間

※ 回復パターンは算定期間と同期間とする。

## 4 収支推計方法 【算定期間：2年間】

### 推計方針

- ・下水道使用料(収入)及び電気料(支出)を中位推計、企業債金利(支出)を一定にて算定期間中の資金不足額を推計する。

### 推計方法

#### ① 下水道使用料 (収入)

低位推計 (新型コロナウイルス感染症による減収状態が続く状態)

高位推計 (新型コロナウイルス感染症による減収状態がR5から急速に回復する状態)

中位推計 (新型コロナウイルス感染症による減収状態がR7までに緩やかに回復する状態)

#### ② 企業債金利 (支出)

最新 (R5年5月時点) の金利のまま一定値で続く状態

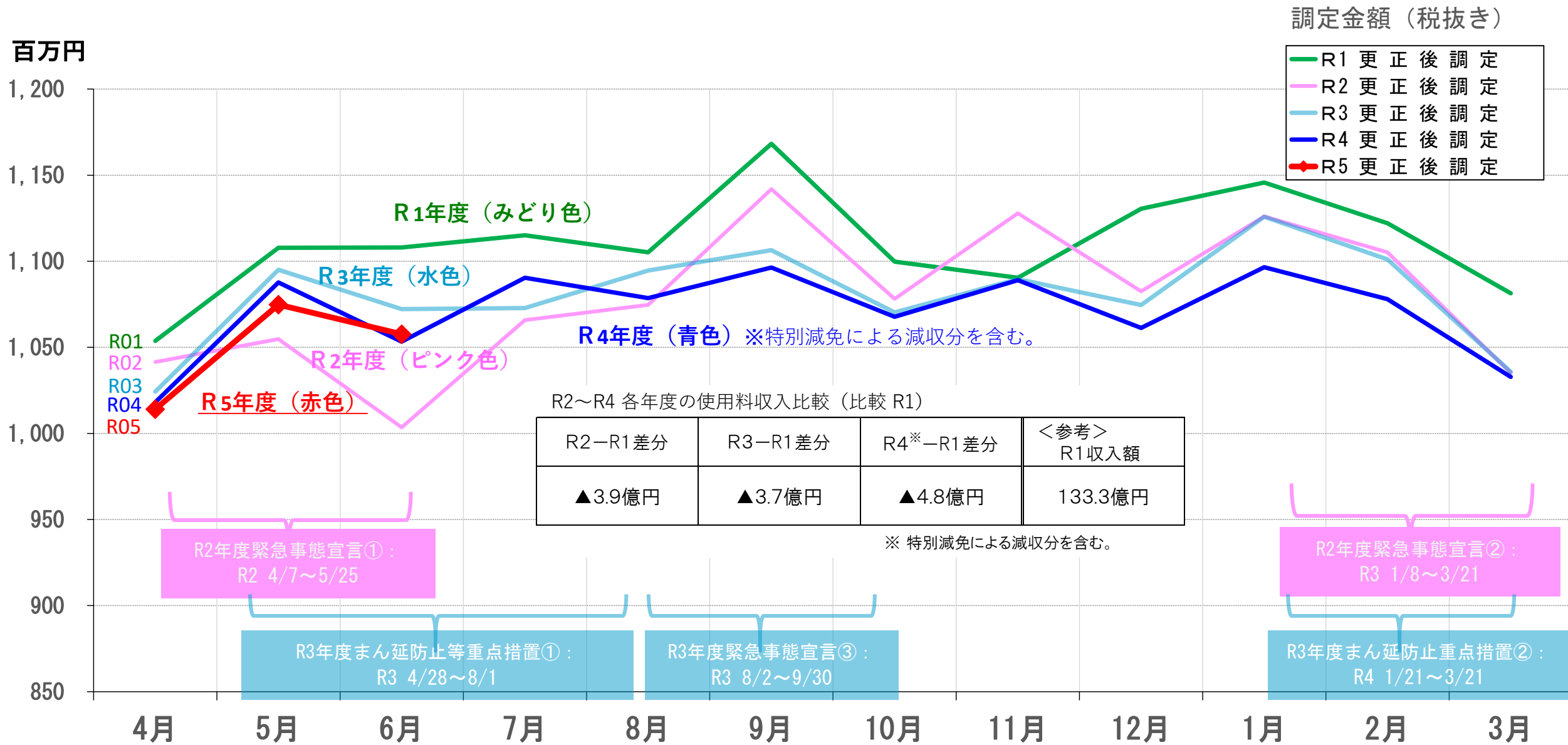
#### ③ 電気料(燃料調整費) (支出)

低位推計 (R7までに緩やかに回復 (燃料調整費0) する状態)

高位推計 R5年6月 (8月反映) 時点のまま一定値で続く状態

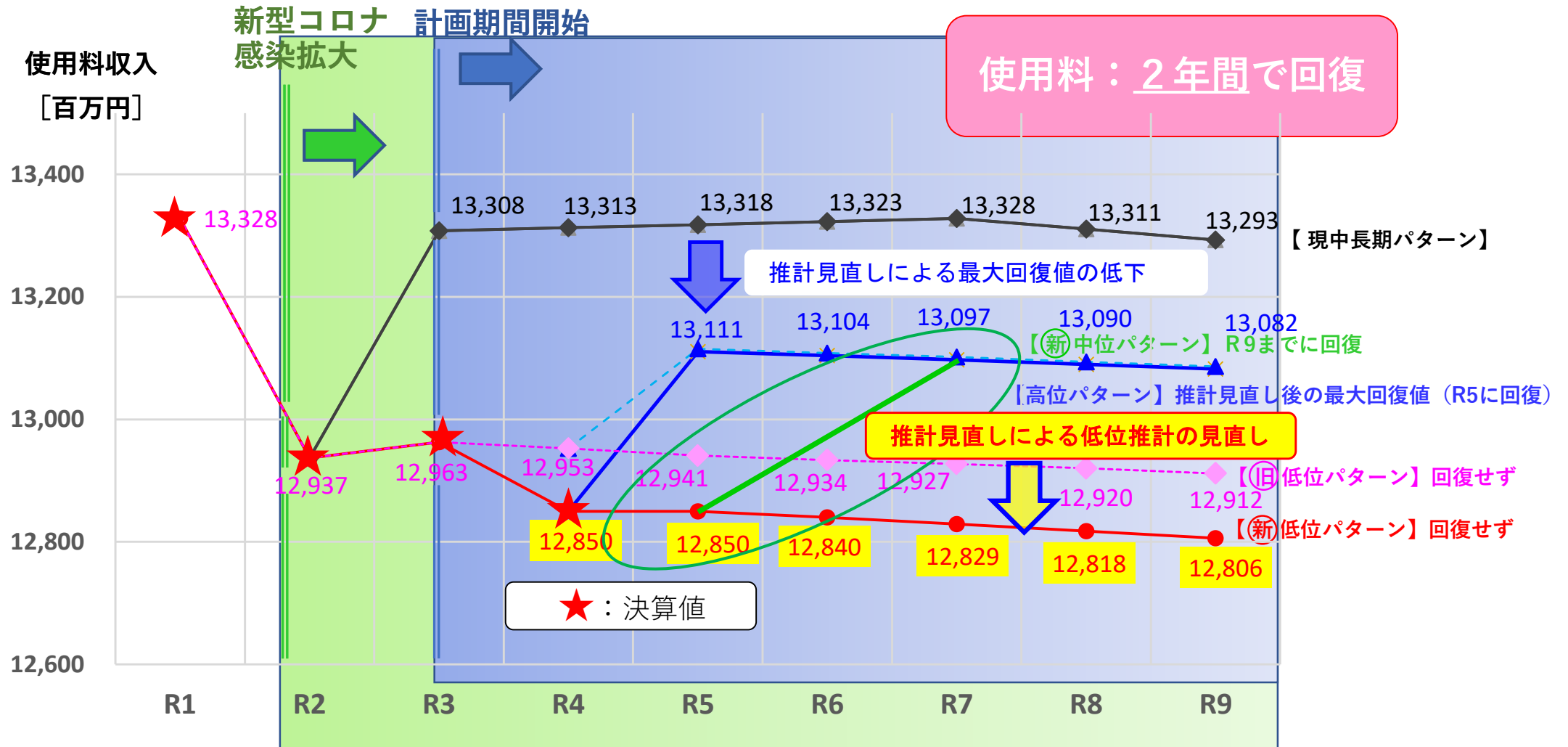
中位推計 (低位推計と高位推計の中間値)

# 5 収支推計 – 下水道使用料の推移 –





# 5 収支推計 – 下水道使用料（税抜き）【算定期間：2年間】 –



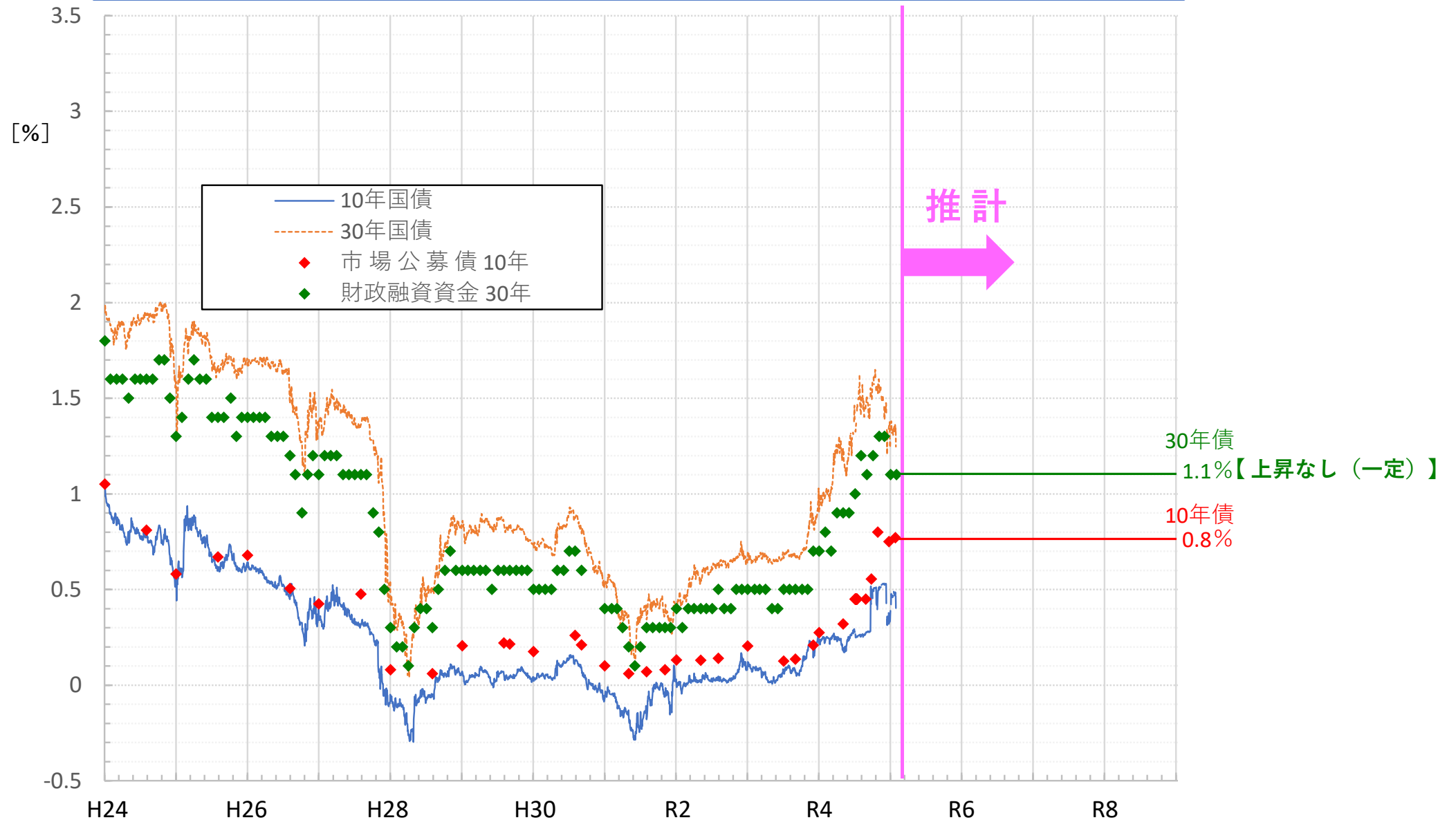
## 【推計方法】

使用料の最大回復値（グラフ青色線）＝ 水量ランク毎の件数 × 原単位（1調定あたりの水量）として推計

- (1) 件数 ⇒ 人口減少を考慮しつつ、使用水量が増えた事業者数の増加傾向を加味
- (2) 原単位 ⇒ コロナ禍前のR1実績まで回復するものと仮定

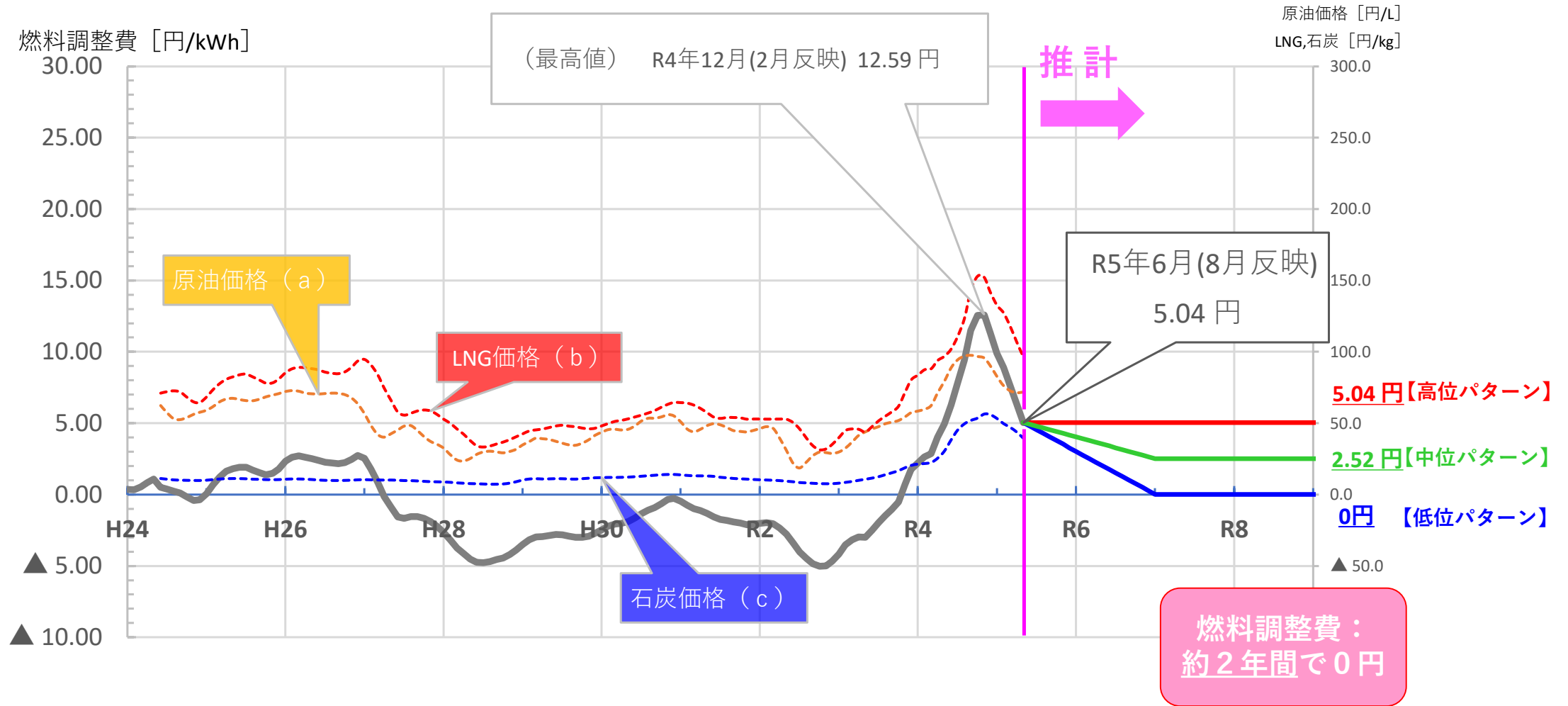
# 5 収支推計 – 企業債金利（10年、30年） –

企業債金利については、最新の金利が一定で続くものとして算出



# 5 収支推計 – 電気料（燃料調整費）【算定期間：2年間】 –

電気料の高位パターンについては、R5年6月（8月反映）時点のまま一定値で続くとして算出  
 電気料の低位パターンについては、R7年度までに0円に戻るよう加重して算出（R7年度以降は一定。）



## 6 収支推計結果

	資金収支 (～R7)	R6改定率換算 (～R7不足相当)
算定期間：2年間	△19.0	7.29%

### 資金収支の見通し

- 算定期間を令和7年度までの2年間とした場合の資金収支は、**総額約19億円**の資金不足が見込まれる。

## 7 一般会計からの繰入

本来、下水道事業は独立採算制が原則であることから、算定期間内における資金不足額については、使用料改定により賄うべきである。



しかし、社会情勢の特殊性およびその影響の大きさを考慮し、物価高騰(電力価格)による影響分は市(公費)により負担、それ以外について利用者の使用料改定により賄うこととする。

◎ 資金不足額について、市(公費)と利用者(使用料改定)により負担することとする。

市 : 令和5～7年度の物価高騰(電力価格)による影響分を負担する。

※ 令和5年度については、地方創生臨時交付金を活用することにより、令和6年度の資金不足の軽減を図ることができる。

利用者 : 上記を除いた不足分について使用料改定により負担する。

## 8 資金不足額と改定率

推計の結果、令和7年度末には約19億円の資金不足が見込まれる。  
この資金不足を賄うためには、令和6年度に**7.29%**の下水道使用料の改定が必要である。

**一般会計からの繰入金：約5.4億円**



不足額：約19億円

改定率：7.29%

令和5～7年度における物価高騰(電力価格)による影響分の約5.4億円について、一般会計からの繰入により賄うこととする。なお不足する額(令和7年度末：約14億円)については、令和6年度に**5.40%\***の下水道使用料の改定を行うことで負担する。

※ 一般家庭20㎡において月額+105円(税込み) 値上げ

不足額：約14億円

改定率：5.40%

	資金収支 (～R7)	R6改定率換算 (～R7不足相当)
(一般会計から) 繰入後	△14.1	<b>5.40%</b>

- ☞ 総務省通知により、下水道事業に係る雨水排除費用、及び汚水処理費用のうち、行政目的（高度処理など）を達成するために必要な限度額については、**基準内繰入**として公費負担としている。  
また、総務省通知に記載されていない政策的な費用への繰入については、**基準外繰入**として独自に公費負担としている。  
今回の一般会計からの繰入については市民生活への影響を考慮し、**資金不足を賄う使用料改定において、初めて改定率の抑制を目的とした基準外繰入を行う。**

## 9 料金設定の基本的考え方

- 一般家庭層に配慮し、汚水排除量が少ない世帯（～20 m<sup>3</sup>/月）の改定率は、平均改定率未満にする。※一般家庭の約7割が20 m<sup>3</sup>/月以下
- 現行の汚水排除量ごとの料金区分（10区分）は、他政令市（平均8区分）と比較し細分化されていること等から、新たな区分は設定せず現行の区分を維持する。
- 一般的な料金体系と異なる浴場汚水（公衆浴場）は、物価統制令に基づき千葉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けており、事業者が自ら料金設定できないことから改定を見送る。

# 10 料金表 (改定率：5.40%)

一般家庭層の影響に配慮し、20 m<sup>3</sup>以下（一般家庭の約7割）を平均改定率以下としつつ、20 m<sup>3</sup>超の区分も改定率の超過を抑える。

[税抜き・円]

種別	汚水排除量	現行料金 (H26.4月)	試算	
		料金単価	料金単価	改定差額
一般汚水	基本使用料	580	611	31
	1~5m <sup>3</sup>	15	15	0
	6~10m <sup>3</sup>	17	18	1
	11~20m <sup>3</sup>	111	117	6
	21~30m <sup>3</sup>	152	161	9
	31~50m <sup>3</sup>	188	199	11
	51~100m <sup>3</sup>	229	242	13
	101~500m <sup>3</sup>	267	282	15
	501~1,000m <sup>3</sup>	297	314	17
	1,001~2,000m <sup>3</sup>	329	348	19
	2,001m <sup>3</sup> ~	359	379	20
浴場汚水	10	10	0	
共用汚水	72	75	3	
10m <sup>3</sup> 使用料(一般汚水)		740	776	36
" [税込み]		814	853	39
20m <sup>3</sup> 使用料(一般汚水)		1,850	1,946	96
" [税込み]		2,035	2,140	105

[税抜き・円]

水量	旧料金	新料金	増加額	改定率
0 m <sup>3</sup>	580	611	31	5.34%
1 m <sup>3</sup>	595	626	31	5.21%
2 m <sup>3</sup>	610	641	31	5.08%
3 m <sup>3</sup>	625	656	31	4.96%
4 m <sup>3</sup>	640	671	31	4.84%
5 m <sup>3</sup>	655	686	31	4.73%
6 m <sup>3</sup>	672	704	32	4.76%
7 m <sup>3</sup>	689	722	33	4.79%
8 m <sup>3</sup>	706	740	34	4.82%
9 m <sup>3</sup>	723	758	35	4.84%
10 m <sup>3</sup>	740	776	36	4.86%
11 m <sup>3</sup>	851	893	42	4.94%
12 m <sup>3</sup>	962	1,010	48	4.99%
13 m <sup>3</sup>	1,073	1,127	54	5.03%
14 m <sup>3</sup>	1,184	1,244	60	5.07%
15 m <sup>3</sup>	1,295	1,361	66	5.10%
16 m <sup>3</sup>	1,406	1,478	72	5.12%
17 m <sup>3</sup>	1,517	1,595	78	5.14%
18 m <sup>3</sup>	1,628	1,712	84	5.16%
19 m <sup>3</sup>	1,739	1,829	90	5.18%
20 m <sup>3</sup>	1,850	1,946	96	5.19%
30 m <sup>3</sup>	3,370	3,556	186	5.52%
50 m <sup>3</sup>	7,130	7,536	406	5.69%
100 m <sup>3</sup>	18,580	19,636	1,056	5.68%
500 m <sup>3</sup>	125,380	132,436	7,056	5.63%
1,000 m <sup>3</sup>	273,880	289,436	15,556	5.68%
2,000 m <sup>3</sup>	602,880	637,436	34,556	5.73%
10,000 m <sup>3</sup>	3,474,880	3,669,436	194,556	5.60%



# 11 料金単価等改定推移

- H19から、10m<sup>3</sup>まで定額の基本水量制を廃止し、基本使用料と1m<sup>3</sup>からの従量制を導入
- H22から、従量単価部分を10区分に増加。

[税抜き]

区分	S52.4	S54.4	S57.4	S60.4	H4.4	H7.10	H10.4	H13.4	H16.4	H19.4	H22.7	H26.4	R6.4	
改定率					32.14%	16.84%	16.77%	4.84%	3.94%	3.91%	1.90%	2.56%	5.40%	
一般 汚 水	基本使用料(0m <sup>3</sup> ~)									560円	570円	580円	611円	
	基本料金(~10m <sup>3</sup> )	220円	250円	300円	400円	500円	550円	630円	630円	660円				
	1m <sup>3</sup> ~5m <sup>3</sup>									15円	15円	15円	15円	
	6m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>										16円	17円	18円	
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	22円	30円	40円	55円	70円	81円	96円	100円	104円	108円	109円	111円	117円
	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	25円	35円	50円	70円	90円	105円	125円	131円	137円	143円	147円	152円	161円
	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	30円	40円	60円	85円	110円	129円	154円	162円	170円	178円	182円	188円	199円
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	35円	50円	70円	100円	133円	127円	187円	197円	207円	217円	222円	229円	242円
	101m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	40円	55円	80円	115円	156円	185円	220円	232円	243円	254円	259円	267円	282円
	501m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>	45円	60円	90円	130円	179円	212円	247円	260円	271円	281円	287円	297円	314円
	1,001m <sup>3</sup> ~2,000m <sup>3</sup>	50円	70円	100円	145円	202円	239円	279円	292円	303円	313円	319円	329円	348円
2,001m <sup>3</sup> ~	55円	75円	110円	160円	225円	266円	306円	320円	332円	342円	349円	359円	379円	
浴場汚水(1m <sup>3</sup> )	6円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
共用汚水(1m <sup>3</sup> )	22円	25円	30円	40円	50円	55円	63円	66円	68円	71円	72円	72円	75円	

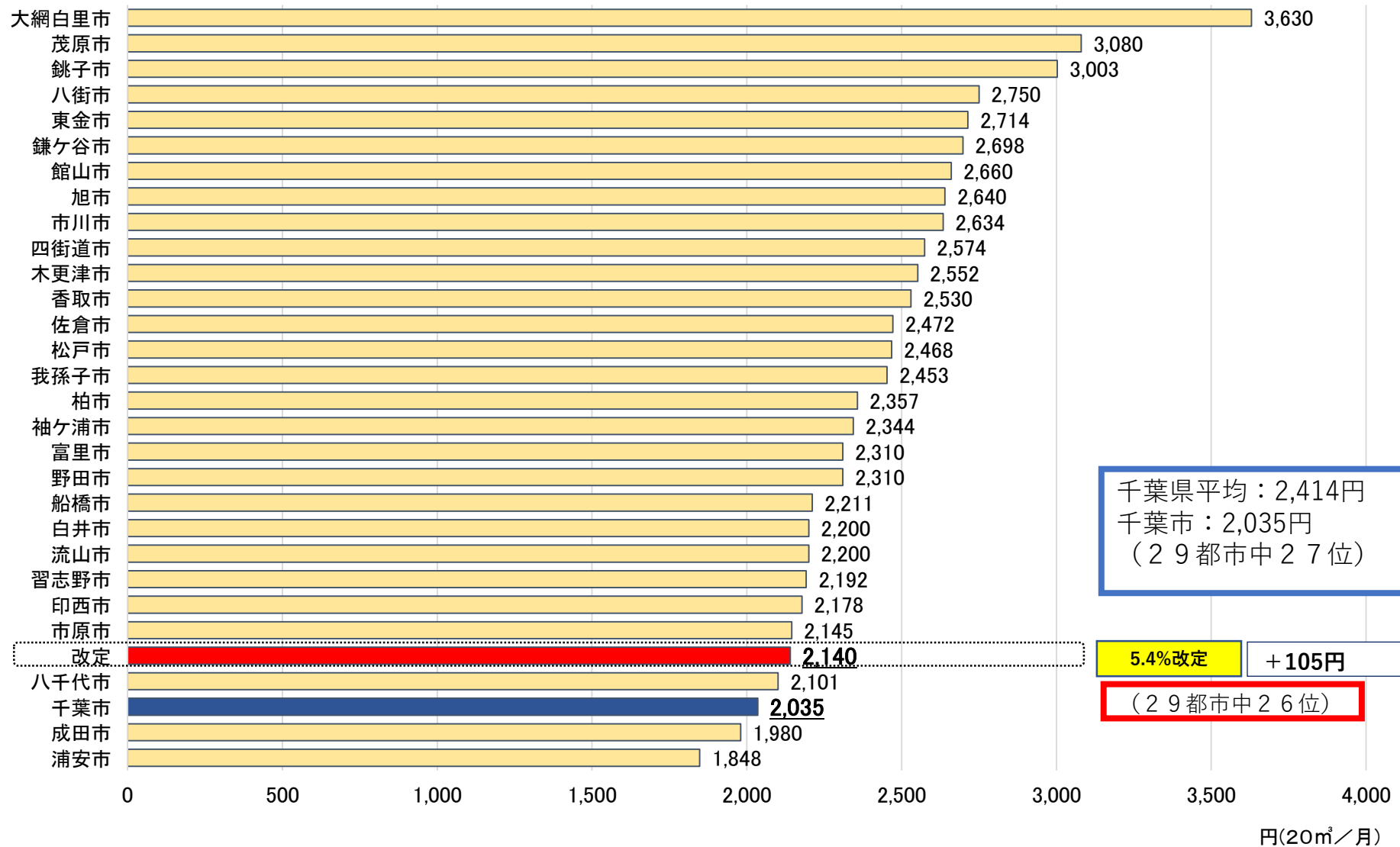
# 12 下水道使用料他都市比較

## 県内他市

### 1か月当たり20m<sup>3</sup>使用料(一般)

令和5年7月1日現在(税込)

※ 単独で事業を行っている千葉県内の市のみ



# 12 下水道使用料他都市比較

## 政令市

### 1か月当たり20m<sup>3</sup>使用料(一般)

令和5年7月1日現在(税込)

